

# CAN DO



## “可能性への挑戦”

第72号

金田会計事務所通信

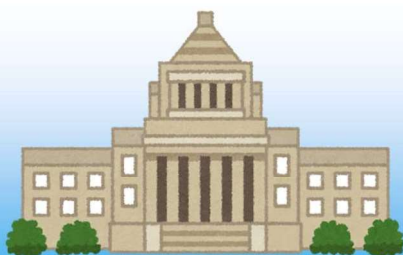
### 【 それでもインボイス制度は大丈夫か 】

先日、東税務署の署長・副署長が退任のあいさつとして私の事務所に来られました。私どもは10月から始まるインボイス制度に対応するために、セミナーや個別相談を行っていますので、そこで生じた疑問点をぶつけてみましたが、思ったような答えは聞けませんでした。誰に聞けばわかるのでしょうか。

昨今の税務制度二大変革であるインボイス制度と電子帳簿保存法、これだけ大きな変更なのに国としての対応は不十分な状況です。目的・目標はよくわかっていても、やってみないとわからないことが多すぎます。同じように政府が推進する新制度、マイナンバーにおける不祥事や混乱についても準備不足・理解不足は否めません。同様な混乱が起きないように私たち指導する現場としてはやれることをしっかりとしなければならぬのです。

今流行りの ChatGPT に中小企業のインボイス対応の注意点を聞いてみました。つらつらと出た当たり障りのない答えの最後に「・・・ただし、具体的な要件は国や地域によって異なる場合があるため、詳細な情報は現地の専門家や税務当局に相談することをおすすめします。」でした。

後日、東税務署の新任署長・副署長が就任あいさつに来られ、インボイス制度の取り組みについてのお願いをされたので、こちらからはインボイスについての質問をしてみました。うなずきながら笑顔を返される程度で終わりました。ChatGPT の託宣通りに税務当局に相談したんですが・・・。それでもこの新しい制度に対応するための取り組みを続けます。このようなことは世の中にあふれているのですから。どんなに理不尽で難しいことでも最後は乗り越えてゆくのです。皆さんには、業務量が増え、手間ばかりを国が押し付けているとの不満もあるでしょうが、ぜひ一緒に乗り越えていきましょう。



金田 康良

2023年 7月



# 直前点検、消費税インボイス制度導入後の落とし穴！！

令和5年10月1日のインボイス制度導入前に総点検しておかなければ、実は後で後悔することが何点かあります。特に適格請求書発行事業者ではない個人との取引で思わぬ負担が生じることになります。もう時間がない中ですが、該当する場合は素早く対応を検討しましょう。

## 【その1： 個人からの固定資産の購入】

適格請求書発行事業者ではない個人から固定資産を購入する場合、課税仕入として仕入税額控除ができるのは以下各々の営業法上の許可を受けた事業者に限られています。

- ① 古物営業を営む者が棚卸資産として古物を購入した場合
- ② 質屋を営む者が棚卸資産として質物を取得した場合
- ③ 宅地建物取引業者が棚卸資産として建物を購入した場合
- ④ 棚卸資産として再生資源及び再生部品を購入した場合

それ以外の事業者が個人から固定資産を購入した場合は次のようになります。

◇ 個人から工場用の建物1,100万円を購入した場合（仕訳の例は税抜経理）

● 現行

（建物）	1,000万円	（現預金）1,100万円
（仮払消費税等）	<b>100万円</b>	

● 令和5年10月1日以降（経過措置80%控除）

（建物）	1,020万円	（現預金）1,100万円
（仮払消費税等）	<b>80万円</b>	

⇒ 消費税納税額が**20万円**（100万円－80万円）増える

- 令和8年10月1日（経過措置50%控除）からは**50万円**の負担増、令和11年10月1日以降（経過措置なし）は**100万円**の負担増となります。
- 特に社長や従業員から営業車としての車等の買い取りをする場合など、通常、会社ではよく行われるケースがありますので検討が必要です。

## ◇対策

- ① すでに固定資産の購入が決まっている場合  
⇒ 令和5年9月30日以前に契約購入することで消費税の全額控除を受けるようにする。
- ② 消費税の仕入税額控除が減少する分を考慮して購入契約をする

## 【その2: 短期前払費用での契約】

### ◇短期前払費用とは

賃借料、保険料等の継続的なサービスへの費用の前払いについて、以下の要件を満たすもののうち、一時に費用計上できるものをいいます。

- ① 一定の契約に従って、等量等質のサービスがその契約中継続的に提供されること
- ② 現実にその対価として支払ったものであること
- ③ 支払った日から1年以内にサービスの提供を受けるものであること
- ④ 継続してその支払った日に費用として計上していること

以上の要件を満たす短期前払費用について消費税の計算ではその事業年度に支払った金額を課税仕入れとすることができます。

(参考: 国税庁 HP インボイス制度 Q&A 問 38、問 96)

### 【例】

◇ 適格請求書発行事業者ではない個人家主に契約により1年分の事務所家賃330万円を前払いした場合

⇒ 現行では仕入税額控除は30万円ですが、令和5年10月1日以降では24万円、令和8年10月1日以降で15万円、令和11年10月1日以降で0円となり、消費税の納税額がそれぞれ**6万円、15万円、30万円**増えることとなります。

## ◇対策

適格請求書発行事業者ではない個人との見直しが必要な家賃契約について

- ① 年払い契約を令和5年9月30日以前に行い、1年分の家賃を支払う
- ② その後、毎年継続して年払いで家賃を支払う  
⇒ 資金繰りも見ながら無理はしないように！！

- 短期前払費用はあくまでも重要性の原則による例外的措置ですので要件は厳密に守ることが必要です。そのため販管費全体の5%を超えるような費用を否認された判決もありますのでよく検討してください。

### 【その3: 適格請求書発行事業者の登録遅れ】

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためには、同年9月30日までに登録申請をしなければなりません。現在、紙の申請書だと約1か月半、電子申告による申請でも2週間から1か月登録番号の通知に時間がかかるようです。導入間近になるとさらに伸びると予想されています。まだ検討中でギリギリまで申請をしないでいると登録番号の発行が遅れ、取引先への通知が遅れることにより迷惑をかけることになりかねませんので早めの登録をしましょう。

- この他、取引先との関係、業務フローの見直し、システム改修の経費増などのインボイス制度に伴う何らかの不利益が生じることが当然考えられます。私どもが6月8日に行った『消費税込ボイス制度実務セミナー』は事務所HPにて受講できます。必要であればテキストもお渡しいたしますのでぜひご利用ください。また個別での相談についても、気軽にお尋ねください。

※過去のインボイス制度に関する記事

- CANDO 第53号
- CANDO 第65号
- CANDO 第69号
- CANDO 第71号



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階  
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329  
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <https://kaikei.asia/>